

空気調和機

評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

1. 評価対象設備機材

(1) 評価の対象

評価の対象とした空気調和機は、標準仕様書の当該事項に規定する次の機材である。

- ① ユニット形空気調和機
- ② ファンコイルユニット
- ③ コンパクト形空気調和機
- ④ パッケージ形空気調和機
- ⑤ マルチパッケージ形空気調和機
- ⑥ ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機

(2) 評価の範囲

① ユニット形空気調和機

(イ) ユニット形空気調和機の形式(形番)は、製品シリーズを表しており、多種多様な機種が含まれているため、納入機器ごとに設計図書との照合・確認が必要である。

(ロ) ユニット形空気調和機の評価範囲は、処理風量 30,000 m³/h 以下かつ全静圧 1,000Pa 以下とする。

(ハ) 低温で大温度差の送風を行う場合及び潜熱・顕熱分離形の場合の空気調和機については、評価の対象としている。

② ファンコイルユニット

(イ) ファンコイルユニットの形式(形番)は、製品シリーズを表しており、多種多様な機器が含まれているため、納入機器ごとに設計図書との照合・確認が必要である。

③ コンパクト形空気調和機

(イ) コンパクト形空気調和機の形式(形番)は、製品シリーズを表しており、多種多様な機種が含まれており、また制御盤、インバータ制御、加湿方式等設計図書に特記が必要であり、納入機器ごとに設計図書との照合・確認が必要である。

(ロ) 評価対象範囲を次に示す。

(a) 処理風量 6,000 m³/h 以下、機外静圧が給気用送風機は、300Pa 以下、還気用送風機は、200 Pa 以下を評価の対象(標準仕様書適用範囲)としている。

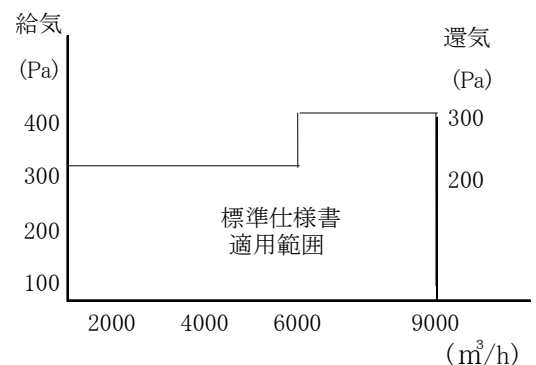
(b) 処理風量 6,000 m³/h を超え 9,000 m³/h 以下で、機外静圧が給気用送風機は 400Pa 以下、還気用送風機は、300Pa 以下とし、機種の許容騒音レベルが 65dB 以下を評価の対象(建築材料・設備機材等評価事業(以下、「評価事業」という。)独自設定範囲)として確認している。

(令和 7 年版 標準仕様書より適用範囲となった)

(ハ) コンパクト形空気調和機に組み込まれるメインフィルターは、コンパクト形空気調和機用の空気清浄装置として、本評価を取得している製造者の製品を対象としている。

(ニ) 空気清浄装置は、コンパクト形空気調和機との圧力損失、試験粉じん保持量等の整合性及び粉じん保持量等の特記事項については、納入機器ごとに設計図書との照合・確認が必要である。

(ホ) 組み込みの弁類は、青銅製等とし、黄銅製は、評価の対象としていない。



④ パッケージ形空気調和機

- (イ) パッケージ形空気調和機の形式（形番）は、製品シリーズを表しており、多種多様な機種が含まれているため、納入機器ごとに設計図書との照合・確認が必要である。
- (ロ) 機器の品質・性能確認範囲
 - (a) 冷房能力 28kW を超える空冷式パッケージ形空気調和機について確認している。
 - (b) 製造者標準仕様を含む機種冷房能力 14kW 以上 28kW 以下の機種は、制御盤について確認している。
- (ハ) 屋内機の形式は、床置形としている。

⑤ マルチパッケージ形空気調和機

- (イ) マルチパッケージ形空気調和機（以下「マルチ形」という。）の形式（形番）は、製品シリーズを表しており、多種多様な機種が含まれているため、納入機器ごとに設計図書との照合・確認が必要である。
- (ロ) 機器の品質・性能確認範囲
 - (a) 冷房能力 28kW を超えるマルチ形（水冷式は除く。）について確認している。
 - (b) 冷房暖房同時機種は、冷房と暖房の切換機種と同じ運転をした際の能力について確認している。
- (ハ) リモートコントローラーは、集中管理リモコン及び個別リモコンを備えたものを確認している。

⑥ ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機

- (イ) ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の形式（形番）は、製品シリーズを表しており、多種多様な機種が含まれているため、納入機器ごとに設計図書との照合・確認が必要である。
- (ロ) ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の形式は、標準形、電源自立型空調、消費電力自給装置（系統連携しないもの）を備えたものを評価の対象としている。
- (ハ) 申請機器の成績係数（COP）は、グリーン購入法に定める数値以上であることを確認している。
- (ニ) 機器の品質・性能確認
 - (a) 冷房能力 28kW を超えるガスエンジン駆動式パッケージ形空気調和機については、標準仕様書の適合を確認している。
 - (b) 冷房暖房同時機種は、冷房と暖房の切換機種と同じ運転をした際の能力について確認している。
 - (c) 製造者標準仕様を含む機種

2. 品質・性能

(1) 材質等

主要な資材について、規定された材料が素材メーカーから製造所へ納入されていることを確認している。

(2) 性能

機材の性能について、実施要領に規定する試験機関または評価委員会が認める製造所で規定の試験を行い、その結果を確認している。

(3) 構造

標準仕様書に適合していることを確認している。

(4) 品質・管理

製造所での品質管理体制が整備されていることを確認している。

3. 評価名簿詳細事項

申請機材の種類等の詳細は、評価名簿詳細事項として掲載している。